

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための兵庫教育大学の活動指針

令和2年6月10日

レベル		判断基準	学部・大学院の授業	学生の課外活動	附属学校園の教育・保育	教職員の勤務	キャンパスへの入構
0	通常	政府・自治体等によるイベント・外出自粛等の要請が発出されていない状況	通常	通常	通常	通常	通常
1	制限-小	政府・自治体等からイベント開催の必要性を検討するよう要請されている状況（一律の自粛要請ではない）	原則としてオンラインにより授業を実施するが、感染拡大防止策を講じた上で、対面による講義等を実施可能	感染拡大防止の取組が十分に実施できないもの以外は、感染拡大に注意して活動可能。ただし、飲食・宿泊が伴う行事は禁止	感染拡大防止策を講じた上で、原則、教育・保育を再開	感染拡大防止策を講じた上で、通常勤務。ただし、時差出勤や在宅勤務も併用（窓口業務を原則再開）	学生・教職員は入構可。その他は一部制限あり。
2	制限-中	政府・自治体等から大規模なイベントの開催自粛等が要請されている状況	原則としてオンライン授業のみとするが、感染拡大防止策が十分に実施できることを前提に実験・実習等の一部を実施可能	感染拡大防止の取組が十分に実施できると認められたものに限り活動可能。	感染拡大防止策を講じた上で、特定の学年に限定する等、教育・保育を一部再開	シフト制等により、半数程度的人员が出勤し、その他は在宅勤務（一部窓口業務を再開）	授業の受講、研究活動等、入構を許可する者の範囲を拡大
3	制限-大	政府・自治体等からの「緊急事態宣言」等により、不要不急の外出自粛や往来自粛、学校の臨時休校等が要請されている状況	オンライン授業のみ	活動禁止	休校園	シフト制等により、必要最小限の人員が出勤し、その他は在宅勤務	学生等の入構禁止
4	原則停止	学生又は教職員に感染者が発生した状態、又は、全国的に感染爆発状態にあるか、その状態に入る危険性の高い状況	原則として全ての授業科目の開講を中止	活動禁止	休校園	危機対策本部に係る業務及び大学機能の最低限の維持のための業務に従事する者を除き在宅勤務	危機対策本部に係る業務及び大学機能の最低限の維持のための業務に従事する者を除き入構禁止

※太枠は、現在のレベルを示している。新型コロナウイルス感染症危機対策本部において、状況に応じて見直しを行う。